

いのちとくらしをまもる
防災減災令和6年
能登半島地震及び
9月20日大雨関連令和6年10月11日
水管理・国土保全局防災課

能登半島における9月20日からの大雨に係る災害査定を大幅に簡素化します ～令和6年能登半島地震と9月20日からの大雨に係る災害査定の一体的運用～

能登半島における9月20日からの大雨による災害は、令和6年能登半島地震からの復旧の最中に、同一地域で再び激甚災害が発生した極めて特殊な災害であり、地震により被災した施設の中には、大雨により、その被害が拡大したものも多数あることから、それぞれを個々の災害として捉えるのではなく複合的な災害と捉え、災害査定を一体的に実施していく必要があります。

このため、今回初めて、二つの災害に対して統一した災害査定の効率化内容を適用することとし、地方自治体に通知しましたので、お知らせします。

設計図書の簡素化のほか、書面査定の対象及び現地で決定できる対象の拡大により、査定に要する時間や人員を大幅に縮減し、迅速な災害復旧を支援します。

<対象区域>

石川県

<災害査定の効率化>

○設計図書の簡素化

- ・既存地図や航空写真、代表断面図を活用することで、測量・作図作業等を縮減する。
- ・土砂崩落等により被災箇所へ近寄れない現場に対し、航空写真等を用いることで、調査に要する時間を縮減する。

○書面による査定の上限額の引上げ

- ・書面による査定の上限額を通常の1,000万円未満から以下のとおり引き上げる。

水管理・国土保全局所管施設^{※1}のうち水道除く：1億4千万円以下^{※2}

水道：12億円以下

※1 河川、海岸（港湾に係る海岸を除く。）、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、水道、下水道。

※2 地震による道路の路面に係る災害については、上記引上額を超える場合であっても、机上査定とすることができる。

○現地で決定できる災害復旧事業費の上限額の引上げ

- ・現地で決定できる災害復旧事業費の上限額を通常4億円未満から以下の金額に引き上げる。

水管理・国土保全局所管施設^{※1}のうち水道除く：25億円未満

水道：12億円未満

<問合せ先>

水管理・国土保全局 防災課 田澤（内線35725）、東海林（内線35773）

電話 代表:03-5253-8111、直通:03-5253-8458

地震災害と大雨災害における 災害査定の一體的な取り組み

今般の大雨による災害は、能登半島地震からの復旧の最中に発生した極めて特殊な災害であることを踏まえ、地震と大雨による2つの災害査定を一体として捉え、机上査定上限額などを地震・大雨ともに同額まで引き上げ、混乱なく円滑に実施できるようにします。

通常は個々の災害毎に効率化の内容を適用

効率化の内容	地震	大雨
机上査定上限額の引き上げ 現地査定を減らすことにより、査定に要する時間・人員の減	既に上限額の引き上げを適用済	新たに上限額の引き上げを適用
現地で決定できる金額の引き上げ 現地で金額決定できる対象が増えることによる復旧の迅速化	既に上限額の引き上げを適用済	新たに上限額の引き上げを適用

2つの災害に共通の効率化の内容を適用(今回初)

効率化の内容	地震・大雨
机上査定上限額の引き上げ ※通常: 1千万円	1億4千万円
現地で決定できる金額の引き上げ ※通常: 4億円	25億円

※上表は石川県の河川・道路・砂防・海岸・下水道等の公共土木施設に適用。水道については、能登半島地震は厚生労働省にて効率化の内容を決定しているため、他の施設の額とは異なる。
(水道: 地震と大雨を共通の効率化の内容を適用する。机上査定上限額引き上げ額: 12億円、現地で決定できる金額の引き上げ額: 12億円。)